

横浜市旭区民文化センターの指定管理者の指定に関する要綱

制 定 平成 22 年 1 月 20 日 旭地振第 1457 号（区長決裁）

一部改正 平成 22 年 3 月 31 日 旭地振第 1961 号（部長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市区民文化センター条例第 6 条に規定する横浜市旭区民文化センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を公平かつ適正に実施するための手続きについて定める。

（募 集）

第 2 条 区長は、指定管理者になろうとする法人その他団体等（以下「法人等」という。）にセンターの管理運営を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して公募しなければならない。

- (1) センターの概要
- (2) 応募の資格（以下「応募資格」という。）
- (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 選定の基準及び手順
- (5) 業務の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (9) 次条各号に掲げる書類の内容
- (10) その他区長が必要と認める事項

（申 請）

第 3 条 法人等は、次に掲げる書類を、申請期間内に区長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度、前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該センターについての事業計画書
- (6) 当該センターの管理に関する業務の収支計画書
- (7) 事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- (8) その他区長が必要と認める書類

（選定方法及び選定基準）

第 4 条 区長は、前条の申請をした法人等（以下「申請者」という。）のうちから、別に定める業務の基準を達成し、かつ、次に掲げる選定の基準に照らし、センターの管理を行うに最も適当と認める申請者を、指定管理者となるべき団体（以下「被選定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 地域に根差した個性ある文化の創造に寄与していること
- (2) 文化活動のための施設の提供への取り組みが優れていること
- (3) 文化活動に関する情報の提供への取り組みが優れていること
- (4) 文化活動に関する事業の相談への取り組みが優れていること
- (5) 文化事業の企画及び実施に関する取り組みが優れていること
- (6) その他センターの設置の目的を達成するための取り組みが優れていること

2 区長は、前項の選定にあたっては、次条に定める横浜市旭区民文化センター指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(センター指定管理者選定委員会)

第5条 センターの指定管理者の選定について区長に意見を述べるため、横浜市旭区民文化センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、7人以内の委員をもって構成し、委員は区長が委嘱する。
- 3 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(選定結果の通知)

第6条 区長は、第4条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第7条 区長は、前条の規定による通知をした後、被選定者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じ、指定管理者となるべきものを選定しなおす必要性が生じたときは、申請者（被選定者を除く。）の中から再度第4条の規定により指定管理者となるべき法人等を選定しなければならない。

(選定結果の報告)

第8条 区長は、被選定者を選定したときは、速やかに市民局長へ報告を行うものとする。

- 2 市民局長は、前項の報告を受理した場合、直ちに指定管理者の指定議案を議会へ提出する手続きをとるものとする。

(指定管理者の指定)

第9条 区長は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る被選定者を指定管理者に指定する。

- 2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を公告しなければならない。

(協定の締結)

第10条 被選定者は、前条第1項により、指定管理者の指定を受けるときは、区長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 利用の許可等に関する事項
 - (3) 第3条第5号の事業計画書に記載された事項
 - (4) 利用料金に関する事項
 - (5) 本市が支払うべき経費に関する事項
 - (6) 減免の取扱に関する事項
 - (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (8) モニタリング及び事業報告に関する事項
 - (9) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (10) その他区長が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。